

薬物依存治療3%

保護観察中 専門施設不足で

法務省調査

全国の保護観察所が保護観察対象とする覚醒剤などの薬物依存者のうち、病院など専門機関で治療を受けたのは約3%にとどまったことが、法務省が4～6月に実施した初の実態調査でわかった。薬物依存者は再犯率が高く、専門機関での長期治療が必要なケースが多いが、元犯罪者の受け入れに消極的な病院もあり、同省の有識者研究会は17日、治療拠点を確保する必要があるなどとする提言を発表した。

同省の試算では、2001年に懲役刑の一部執行猶

存機と行政機関の連携を強化し、地域での治療を受けやすくする。また、保護観察期間中に再犯者が増える見込みがある場合は、危険ドラッグが全国的に蔓延していることもあり、今後、対象者が膨らんで治療拠点不足が一層深刻化する可能性がある。

同省は、保護観察対象者

一部執行猶予制度 判決で3年以下の懲役が禁錮を言い渡す際、刑期の一部を実刑、残りを執行猶予期間として指定できる仕組み。初めて刑務所に入る受刑者や、薬物使用者が対象となる。実刑を終えて執行猶予期間に入ると、薬物使用の再犯者は必ず保護観察対象となり、社会生活を送りながら更生を目指す。

の指導や支援を行う各保護観察所を通じ、仮釈放中や刑の執行猶予中などで保護観察対象になっている薬物依存者の治療状況を調べた。大半を占める覚醒剤の依存者は昨年未時点で3077人だったが、精神科病院などで治療を受けていたのは東京や愛知、広島、福

には数年単位の長期的な治療が必要とされるが、保護観察所の薬物離脱プログラムは約3か月。保護観察も数か月から1年程度で終わることが多く、社会復帰後の再犯防止が課題となっている。

専門機関なら保護観察終了後も治療を継続できるが、受け皿となる精神科病院や自治体の精神保健福祉センターではスタッフが足りないケースが多く、元犯罪者を敬遠する施設も少なくない。国立精神・神経医療研究センター薬物依存研究部の松本俊彦医師による

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	徳島県	香川県	高松市	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	大分県	熊本県	鹿児島県	沖縄県
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----

(17都道府県)